

令和8年度住民税 令和7年分所得税 所得等一覧表

住民税の税率

課 税 所 得	平成19年度から		
	全 体	市	県
	税 率	税 率	税 率
200万円以下			
200万円超700万円以下	10%	6%	4%
700万円超			

所得税の税率

課 税 所 得	平成27年分から	
	税 率	控 除
1,000円～1,950,000円	5%	—
1,951,000円～3,300,000円	10%	97,500円
3,301,000円～6,950,000円	20%	427,500円
6,951,000円～9,000,000円	23%	636,000円
9,001,000円～18,000,000円	33%	1,536,000円
18,000,000円超	40%	2,796,000円
40,000,000円超	45%	4,796,000円

※復興特別所得税(基準所得額×2.1%)が、平成25年分所得税から平成49(令和19)年分まで加算される。

所 得 の 種 類

所得の種類	範 围	計 算 式 の 基 本 型	合 計 所 得 金 額	備 考
利 子 所 得	公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得等	◎収入金額=利子所得の金額	都道府県民税利子割は含まない	
配 当 所 得	① 法人から受ける利益の配当 ② 余剰金の分配(出資に係るものに限る) ③ 法人から受ける利息の配当 ④ 基金利息、投資信託等の利益の分配	◎収入金額-株式などの元本の取得に要した負債の利子		
不 動 产 所 得	① 建物・土地等の貸付け ② 船舶、航空機の貸付け ③ 不動産の上に存する借地権等の権利の貸付け	◎総収入金額-必要経費		アパート10室以上、貸家5棟以上は、特に反証のない限り事業所得
事 業 所 得	農業、漁業、製造業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定める事業から生ずる所得	◎総収入金額-必要経費	青色申告特別控除"後"の金額(肉用牛(免)は合計に含む。)	農業は農業所得欄に、その他の事業は営業等所得欄に記載 (内職は営業。給与と合わせ55万円控除)
給 与 所 得	① 債給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれら性質を有するもの ② 青色事業専従者給与、事業専従者控除額	◎収入金額-給与所得控除額(最低55万円)	給与所得控除"後"	
退 職 所 得	① 退職手当 ② みなし退職手当等(年国法、厚年法、確定給付企業年金法に基づく一時金、中小企業基盤整備機構、職員共済組合の一時金)	◎(収入金額-退職所得控除額)×1/2	退職所得控除"後"の1/2の金額	【退職所得控除】 ◎勤年20年以下=40万×勤年(最低80万) ◎勤年20年超=800万+70万円×(勤年-20年) ※障害者になったことによる退職+100万
山 林 所 得	保有期間5年超のもので、伐採して譲渡、立木のまま譲渡したもの(5年以内のものは事業所得又は雑所得)	◎総収入金額-必要経費-特別控除額(50万円限度)	特別控除"後"の金額	
譲渡所得	総合 特許権、実用新案権、著作権、探査権、機械装置、船舶、航空機、書画、骨董品、ゴルフ会員権、貴金属等々	◎【長期】総収入金額-(取得費+譲渡費用)-特別控除額(50万円限度) ◎【短期】" (ただし、特別控除は長短合わせて50万円限度)	【長期】特控"後"の1/2の金額 【短期】特控"後"の金額	【長期】所有期間5年超 【短期】所有期間5年以下
	分離 資産の譲渡(土地又は建物の所有を目的とする地上権、質借権の設定等を含む。)による所得	◎【長期】総収入金額-(取得費+譲渡費用)-特別控除額 ◎【短期】総収入金額-(取得費+譲渡費用)	【長期】特別控除"前"の金額 【短期】"	【長期】所有期間5年超 【短期】5年以下 都市計画区域内の低未利用地等を譲渡した場合特別控除(100万円限度)
一 時 所 得	法人から贈与を受けた金品、懸賞当選品、競輪・競馬の払戻金、生命保険金、遺失物の拾得による報奨金等	◎総収入金額-その収入を得るために支出した金額-特別控除額(50万円限度)	特別控除"後"の1/2の金額	課税は一時所得額の"1/2" 生保満期等は支払事実が生じた日で課税
雜 所 得	上記所得のいずれにも該当しない所得 公的年金は雑、個人年金及びシルバーは雑その他所得	◎【公的年金等】 収入金額-公的年金等控除額(上に表あり) ◎【公的年金等以外】 総収入金額-必要経費		シルバー人材センターの雑所得は収入から65万円控除 (ただし、他に給与や事業所得の経費があれば65万からそれらの経費等を控除した残額。内職も同じ)